

史跡玉川上水整備活用のための 作業説明会

- 1 開 会
- 2 東京都水道局 境浄水場長 挨拶
- 3 水道局職員・東京水道(株)社員、小平市・立川市出席者自己紹介
- 4 史跡玉川上水整備活用計画（改定版）
～ 江戸の史跡を守り 未来へつなぐ ～ について
- 5 植生管理作業等について
樹木診断調査 / ナラ枯れ対策について
水道局からのお願い
- 6 質疑応答
- 7 閉 会

整備活用計画（改定版）の概要について

平成21年に策定した「史跡玉川上水整備活用計画」に基づき、水道局では法面・水路や樹木を管理などを進めてきましたが、これらの整備に引き続き取り組むとともに、樹木のナラ枯れ被害や台風等による倒木被害といった新たな課題にも対応する必要があります。

こうしたことから、引き続き江戸・東京の発展を支えてきた史跡を守り、将来に引き継ぐため、水道局では、令和7年1月に「史跡玉川上水整備活用計画（改定版）～江戸の史跡を守り 未来へつなぐ～」を策定しました。

計画の期間及び区間

項 目	内 容
対象期間	令和6年度中から令和15年度まで（おおむね10か年）
対象区間	中流部（小平監視所から浅間橋までの約18km）

整備活用計画（改定版）の概要について

ゾーニングの導入

- 法面の形状や植生等の視点から、中流部を7つのゾーンに区分しました。
- ゾーンごとの特徴や課題に対応した施策及び管理方針に基づき、保存整備や植生管理を実施していきます。



【地図出典】地理院タイルに、橋りょう名称等を追記して作成

整備活用計画（改定版）の概要について

水路及び法面の保全

- 優先整備区間を設定して計画的に管理するとともに、定期的なモニタリング調査を実施します。
- 倒伏に伴い法面を崩落させるおそれの高い樹木等を伐採するため、一定の基準を設定しました。



素掘り法面を保護するための工事

【法面・法肩に生育する樹木の管理に関する基準】

法面への影響や倒伏した場合の周囲への被害を考慮し、以下の①及び②を満たす幹直径50cm以上の樹木を伐採の対象とします。

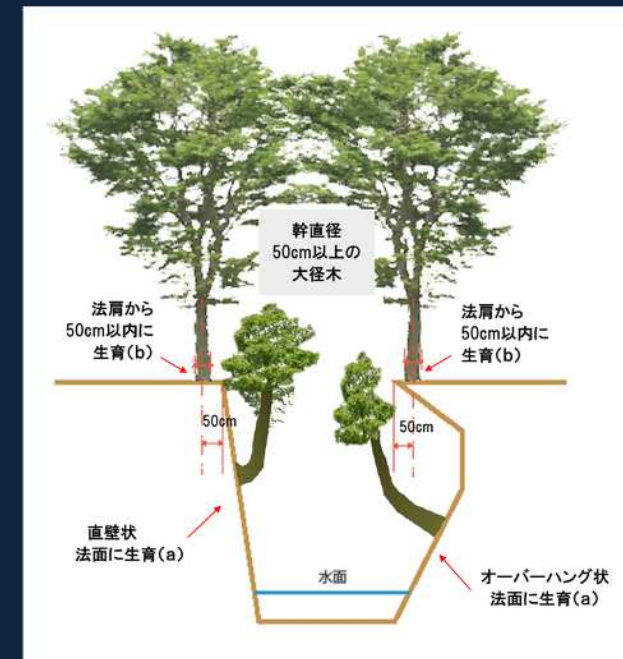
- ①周囲の法面が直壁状、または、オーバーハング状
- ②法面に生育(a)、または、幹の中心部が法肩から50cm以内に生育(b)



＜直壁状法面に生育(a)＞

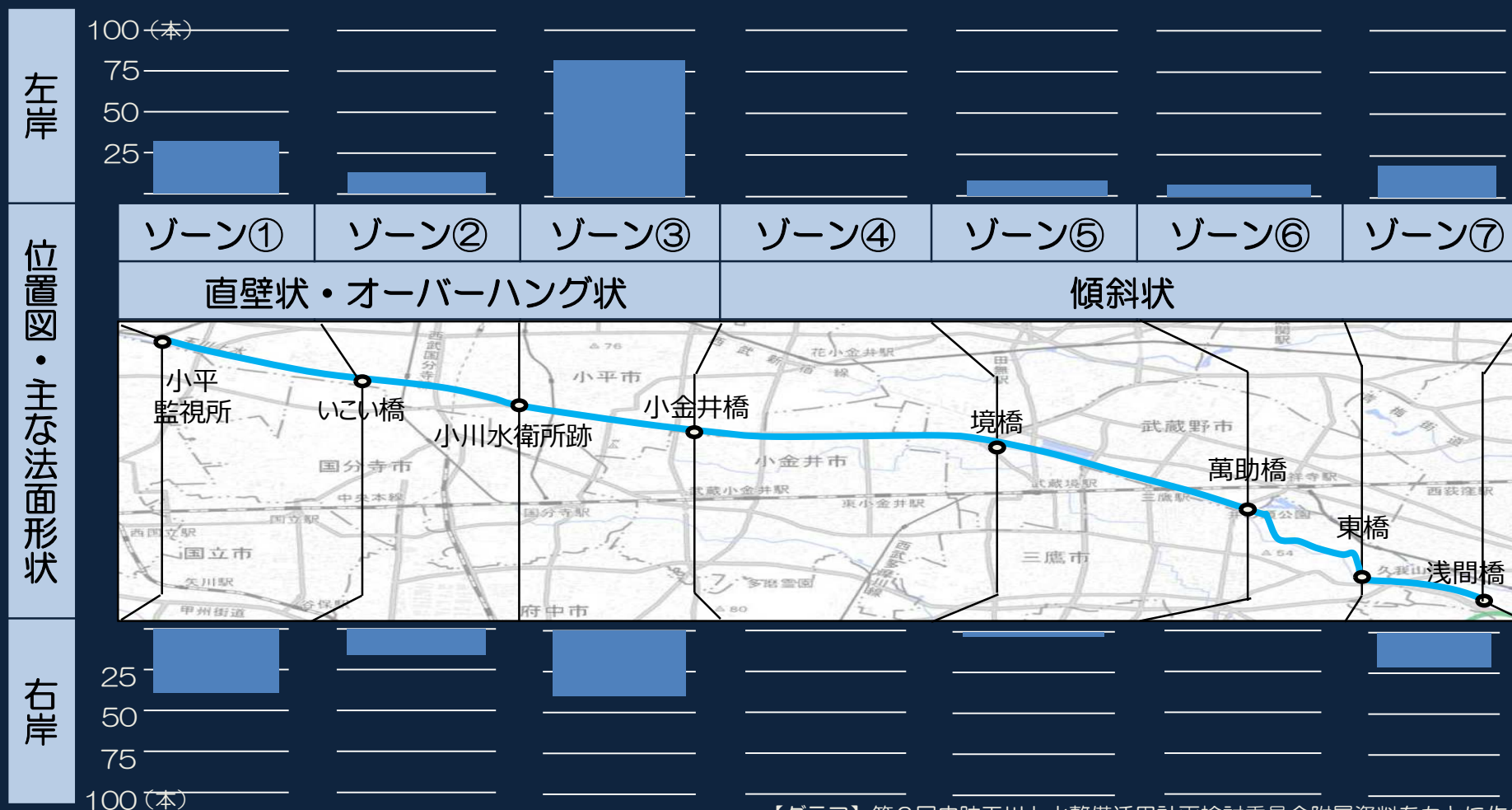


＜オーバーハング状法面に生育(a)＞



整備活用計画（改定版）の概要について

- 令和4年度の調査結果をもとに確認したところ、基準に該当する樹木は約300本存在しています。
- 大径木の集中的な伐採による急激な環境、景観変化を防ぐため、10年の計画期間で、徐々に伐採を実施いたします。



【グラフ】第2回史跡玉川上水整備活用計画検討委員会附属資料をもとに作成
 【地図出典】国土地理院タイルに、橋りょう名称等を追記 5

整備活用計画（改定版）の概要について

名勝「小金井（サクラ）」並木の保存

- 名勝を管理している東京都教育庁や地元自治体との協議の上、被圧樹木のせん定・伐採を実施するとともに、要望に応じて補植適地を提供します。



ヤマザクラを中心とした並木の様子

活用整備

- 説明板での二次元コードの活用等により、情報を充実化させます。
- 玉川上水の歴史等をテーマとする講演会を実施するなど、史跡玉川上水への理解を深めていただくための取組を実施していきます。



説明板

整備活用計画（改定版）の概要について

植生管理

- 枯損木等の伐採、せん定等による安全性等の確保、樹木の点検等による倒木対策を実施します。
- ゾーンごとの特徴に対応した樹木及び林床の管理を行い、生物多様性の保全に努めるとともに、環境変化に対するモニタリングを実施します。



ナラ枯れ被害木

整備活用計画（改定版）の概要について

- 計画改定に当たり、玉川上水中流部に生息・生育している動植物の状況を把握するため、令和4年度から5年度にかけて中流部全域を対象とした自然環境調査を実施しました。
- 今後も、玉川上水中流部の自然環境の変化を把握するため、当局では改定計画に基づき、以下の調査を実施します。

名称	頻度	概要
自然環境調査	10年程度ごと	<u>中流部全域を対象として</u> 、生息・生育する動植物の基礎的データを収集
区画調査	3年程度ごと	<u>各ゾーンに調査地点を設定し</u> 、自然環境調査よりも短いスパンで植物や昆虫を対象とした調査を実施

小平市・立川市域における植生管理作業等 及び 水道局からのお願い

(1) 小平市・立川市域における植生管理作業

(2) 樹木診断調査の実施

(3) 害虫による枯死（ナラ枯れ）対策

(4) 水道局からのお願い

(1) 小平市・立川市域の植生管理作業の詳細



《凡 例》

—— 令和 7 年度（樹木処理・下草刈り）

※ 両岸（茜屋橋～小金井橋間は左岸側のみ）が対象となります

植生管理作業の実施判断

作業範囲内で以下の事象に該当する場合、樹木の伐採、せん定及び下草刈り等を実施します

- 1) 台風、強風等による倒木や枯死した木
- 2) 法面・法肩に生育する大径木
- 3) 草木の成長による周辺住宅や歩行者、通行車両等への影響
- 4) 警察、道路管理者等からの指示 等

※ 状況により、緊急で作業を行う場合があります

1) 台風、強風等による倒木や枯死した木 水路内の倒木・せん定作業（令和5年度）

【8月：小川橋付近】



- 緑道を塞ぎ、対岸の侵入防止柵を破損

【1月：小松橋付近】



- 緑道側に倒木、侵入防止柵を損傷

2) 法面・法肩に生育する大径木の管理について

法面への影響や倒伏した場合の周囲への被害を考慮し、以下の①及び②を満たす幹直径50cm以上の樹木を伐採の対象とします。

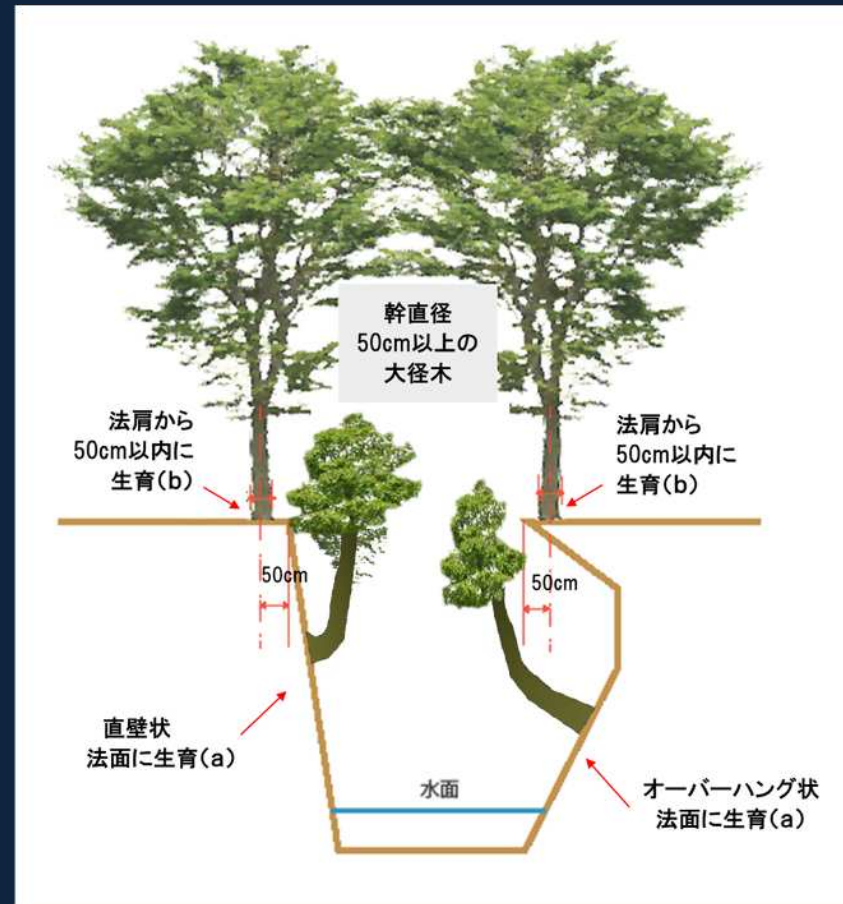
- ①周囲の法面が、直壁状、または、オーバーハング状
- ②法面に生育(a)、または、幹の中心部が法肩から50cm以内に生育(b)



<直壁状法面に生育(a)>



<オーバーハング状法面に生育(a)>



3) 草木の成長による周辺住宅や歩行者、通行車両等への影響 水路内の倒木・せん定作業（令和5年度）

通行車両への接触リスク回避

《三鷹市：三鷹橋下流右岸》

【実施前】



【実施後】



3) 草木の成長による周辺住宅や歩行者、通行車両等への影響 水路内の倒木・せん定作業（令和5年度）

歩行者・隣接家屋への接触リスク回避

《三鷹市：東橋上流右岸》

【実施前】



【実施後】



3) 草木の成長による周辺住宅や歩行者、通行車両等への影響 水路内の倒木・せん定作業（令和5年度）

歩行者・隣接家屋への接触リスク回避

《小平市：小桜橋》

【実施前】



【実施後】



眺望の確保（令和5年度）

《小金井市・小平市：茜屋橋上流》

【実施前】



【実施後】



樹木処理作業の実施にあたって

緊急時の倒木処理を除き、作業前（概ね4週間前）迄に
現地近傍の橋に『看板』を設置して、『お知らせ』や
『作業工程』等を掲示致します。



対象樹木の事前周知について

作業を実施する『樹木』には、
作業内容（**伐採：赤** **基本(強)せん定：黄** **軽せん定：青**）
により、テープの色を分けてお知らせ致します。
（作業開始の約4週間前を目途に設置）

《明示テープのイメージ》



赤色：伐採



黄色：基本(強)せん定



青色：軽せん定

樹木処理作業の予定 (令和7年度)

【立川市域】

	工事件名	現地着手時期（予定）
小平監視所 ～ 小川橋	令和7年度玉川上水路中流部 樹木処理作業	R7年10月下旬 ～ R8年2月中旬

※ 上記の期日は、現時点での予定時期となります。

また、天候状況等の理由により、時期が前後する場合がありますので、ご了承ください。

【小平市域】

	工事件名	現地着手時期（予定）
小平監視所 ～ 小川水衛所跡 (商大橋)	令和7年度玉川上水路中流部 樹木処理作業	R7年10月中旬 ～ R8年2月中旬
小川水衛所跡 (商大橋) ～ 小金井橋	令和7年度玉川上水路中流部 樹木処理作業（その2）	R7年11月下旬 ～ R8年3月下旬

※ 上記の期日は、現時点での予定時期となります。

また、天候状況等の理由により、時期が前後する場合がありますので、ご了承ください。

下草刈り等の作業予定 (令和7年度)

立川市域	R7年8月上旬 ~ R7年9月下旬
小平市域 (商大橋~八左衛門橋)	R8年2月上旬 ~ R8年2月下旬

注) 上記の期日は、現時点での予定時期となります。

天候状況等の理由により、実施時期が前後する場合がありますので、ご了承ください。

注) 別途、草刈り対応の要望を受けた場合は、予定時期以外に実施する場合があります。

法面現況調査及び法面保護工事関連

- 【調査委託対象延長】 L＝約4.7km（小平監視所～小川水衛所跡 間）
- 【調査委託概要】 土質調査、詳細測量（縦断・横断）
- 【法面保護工事】 詳細設計（栄光橋下流）



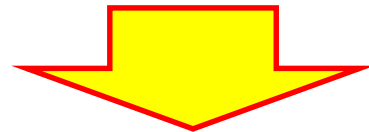
(2) 樹木診断調査の実施について

- 令和4年度に、玉川上水路中流部（約18km）の現況調査に併せて、樹木医による樹勢調査を実施

※調査対象は、約9,000本（幹の直径が10cm以上の樹木）

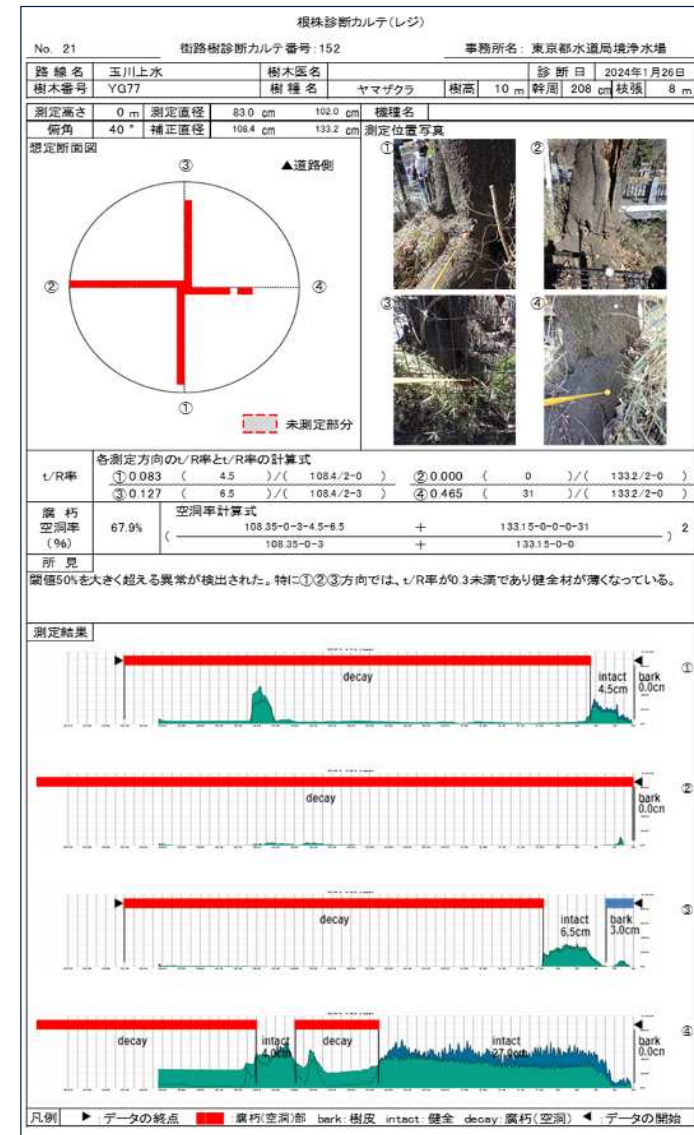
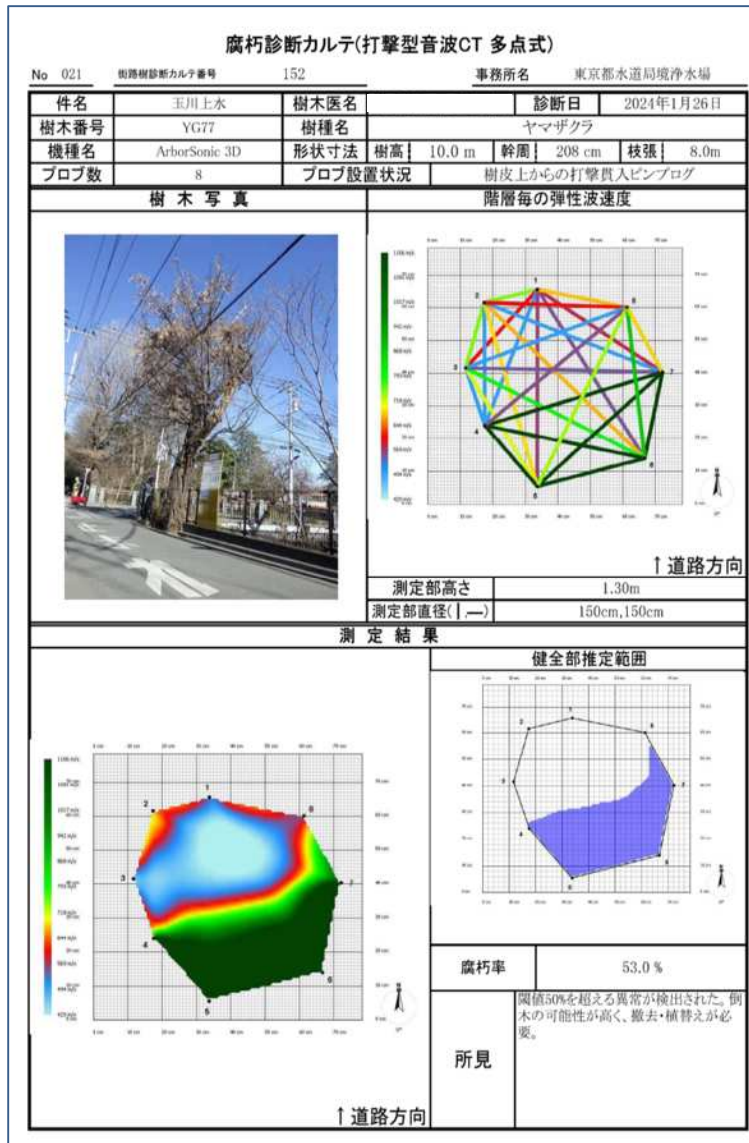
※判定基準は、街路樹診断等マニュアル（東京都建設局）に準拠

- 上記の樹勢調査の結果から、「被害が見られる」と判定された樹木（約800本）について、樹木の空洞確認及び根株の腐朽診断等の調査を実施
令和5年度 … 約200本実施済
令和7年度 … 約240本実施予定



診断結果や倒木・枝折れが発生した際の影響等を踏まえ
伐採の是非を判断

(2) 樹木診断調査の実施について



（３）害虫による枯死（ナラ枯れ）対策

- 近年、カシノナガキクイムシ（通称：カシナガ）が媒介する「ナラ菌」への感染により、ナラの木の枯死（ナラ枯れ）が増加

⇒ 水路内及び近隣の公園等への感染拡大防止が必要



【ナラ菌への感染によりナラ枯れした木】

（３）害虫による枯死（ナラ枯れ）対策

感染拡大防止として、カシナガが木に侵入、もしくは羽化後に他の木へ移動するのを防止するため実施（特に被害が多い小平市域を中心）

【令和５年度まで】 幹にビニールシート巻付＋根元部に樹脂系薬剤を塗布

【令和６年度以降】 ビニールシートの経年劣化による破れ、汚れ等が散見
⇒既対策木のビニールシートを撤去後、樹脂系薬剤を
塗布（R7年6月上旬：約33本に実施済）



【従前の対策方法】



【作業状況】

（４）水道局からのお願い

- ◆ フェンス内は危険ですので、許可無く立ち入らないで下さい。
- ◆ 水路内に魚やカメを放流する事はしないでください。
また、見つけても餌を与えないでください。
- ◆ 管理用地内（フェンス内）に植物を植えないでください。
- ◆ ゴミの不法投棄等を見つけた場合は、下記まで連絡をお願いします。

《連絡先》

東京水道株式会社 小平事業所

Tel 042-534-0960